

兵庫県公報

平成26年10月10日 金曜日 第 2636 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	7
公 告	
○ 平成26年度若人の賞受賞者（青少年課）	7
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	9
○ 同 上（同）	11
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	13

告 示

兵庫県告示第885号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

篠山川沿岸土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住所
理事	小西隆紀	篠山市魚屋町23番地
同	小林信男	同 市和田386番地
同	梶村清	同 市糯ヶ坪99番地5
同	畑耕作	同 市火打岩744番地
同	石橋康夫	同 市東沢田14番地
同	細見常男	同 市熊谷128番地
同	森本光昭	同 市東浜谷114番地
同	波部充	同 市井ノ上225番地
同	後藤孝幸	同 市八上上282番地
同	大對保章	同 市東本荘29番地
同	大江巖	同 市福住397番地
同	辻忠昭	同 市川原205番地1
同	粟野勝浩	同 市細工所156番地1

同	栗野康治	同	市小立261番地3
同	小林武男	同	市川北新田714番地
同	谷口功	同	市東木之部164番地
同	川崎計弘	同	市下板井429番地
同	飯田富美夫	同	市垣屋79番地
同	長澤義明	同	市大山下467番地3
同	稲山建男	同	市東吹1453番地
同	溝端了	同	市西吹343番地
同	川口良弘	同	市北192番地
同	小林孝	同	市谷山641番地1
監事	中尾勝	同	市西木之部369番地
同	三原喜十郎	同	市佐倉81番地
同	中西源三郎	同	市泉858番地
同	辻乙夫	同	市草ノ上337番地
同	酒井康夫	同	市岩崎459番地

就任役員

役員の区分

理事

	氏名	住所
同	小西隆紀	篠山市魚屋町23番地
同	小林信男	同 市和田386番地
同	新家豊宏	同 市小多田569番地
同	波々伯部保	同 市殿町136番地
同	小林典幸	同 市和田319番地
同	三原喜十郎	同 市佐倉81番地
同	石橋康夫	同 市東沢田14番地
同	大安昭男	同 市東浜谷93番地
同	松本耕二	同 市井ノ上257番地
同	中西弘三	同 市日置7番地
同	大對保章	同 市東本荘29番地
同	森田忠	同 市川原67番地
同	笠井満夫	同 市藤之木308番地
同	栗野勝浩	同 市細工所156番地1
同	辻乙夫	同 市草ノ上337番地
同	小林武男	同 市川北新田714番地
同	谷口功	同 市東木之部164番地
同	明山信弘	同 市上板井260番地
同	長澤昌宏	同 市乗竹174番地
同	長澤義明	同 市大山下467番地3
同	井本照實	同 市東吹576番地
同	溝端了	同 市西吹343番地
同	杉尾誠	同 市宇土522番地
同	檜皮信行	同 市小枕483番地
監事	中尾勝	同 市西木之部369番地
同	堀江溢雄	同 市小立151番地
同	小山直樹	同 市東岡屋408番地1
同	今井進	同 市佐貫谷207番地
同	塚本逸男	同 市野中327番地3

下三井庄土地改良区

退任役員

役員の区分

理事

氏名	住所
岡田康雄	丹波市春日町下三井庄699番地

同	岡 田 良 昭	同	市春日町下三井庄706番地
同	岡 田 加津代	同	市春日町下三井庄972番地 1
同	畑 憲 幸	同	市春日町下三井庄1161番地
同	上 畑 正 美	同	市春日町下三井庄1013番地
監 事	上 畑 敏 宏	同	市春日町下三井庄1000番地
同	山 内 治 郎	同	市春日町上三井庄96番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	岡 田 博 美	丹波市春日町下三井庄1277番地
同	三 井 俊 之	同 市春日町下三井庄1180番地
同	畑 善 美	同 市春日町下三井庄867番地 3
同	上 杉 明 仁	同 市春日町下三井庄1187番地
同	上 畑 裕 之	同 市春日町下三井庄1041番地
監 事	畑 憲 幸	同 市春日町下三井庄1161番地
同	田 中 伸 介	宝塚市安倉中 5 丁目13番 4 号

津名土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 清 輝	淡路市大町上204番地 5
同	大 歳 喜 久	同 市大町下54番地 2
同	古 田 恒 幸	同 市大町畑948番地 2
同	船 越 隆 好	同 市木曾上800番地 3
同	高 田 公	同 市木曾下367番地
同	山 田 晃 正	同 市木曾上1633番地 5
同	西 川 幸 彦	同 市木曾上畑819番地
同	簗 田 三 郎	同 市中田374番地
同	稲 家 茂	同 市中田1734番地
同	松 田 義 秋	同 市中田3885番地
同	平 松 章	同 市王子819番地
同	橋 本 幸 男	同 市池ノ内493番地 3
同	門 康 彦	同 市志筑1438番地 1
監 事	高 田 武	同 市木曾上畑414番地 2
同	出 畑 和 夫	同 市木曾下313番地
同	出 雲 清	同 市中田676番地 2

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	谷 岡 清 輝	淡路市大町上204番地 5
同	大 歳 喜 久	同 市大町下54番地 2
同	安 居 賢 一	同 市大町畑1268番地
同	植 野 富 幸	同 市木曾上654番地
同	高 田 公	同 市木曾下367番地
同	桶土井 清 敏	同 市木曾上1202番地 1
同	西 川 幸 彦	同 市木曾上畑819番地
同	出 口 学	同 市中田391番地
同	稲 家 茂	同 市中田1734番地
同	松 田 義 秋	同 市中田3885番地
同	島 田 重 政	同 市池ノ内846番地 1
同	平 松 章	同 市王子819番地
同	門 康 彦	同 市志筑1438番地 1
監 事	高 田 武	同 市木曾上畑414番地 2

- (2) 調査を行った期間
平成14年3月から平成24年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市広田広田5、広田中筋4、中条中筋4（広田広田、広田中筋、中条中筋の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市広田広田、広田中筋及び中条中筋の各一部
- (5) 認証年月日
平成26年9月12日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成22年7月から平成24年2月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市志知中島VI（志知中島の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市志知中島の一部
- (5) 認証年月日
平成26年9月12日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成22年8月から平成23年12月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市倭文庄田I（倭文庄田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
南あわじ市倭文庄田の一部
- (5) 認証年月日
平成26年9月12日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
美方郡新温泉町
- (2) 調査を行った期間
平成25年4月から平成26年2月まで
- (3) 成果の名称
新温泉町諸寄の一部の地籍図及び地籍簿（20132858602地区）
- (4) 調査を行った地域
美方郡新温泉町諸寄の一部
- (5) 認証年月日
平成26年9月12日



兵庫県告示第887号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
美方郡香美町香住区相谷字シル谷569
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(次のとおりは、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第888号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域

多可郡多可町加美区多田字宮前419番1、419番8、430番7、430番11、430番11の1、430番30、430番32、430番33、430番34、1162番1の一部

- 2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物



兵庫県告示第889号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域

豊岡市中陰字大海445番1、上陰字今島185番1の一部

- 2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びに六価クロム化合物



兵庫県告示第890号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類

公共測量（1級基準点測量）

- 2 作業期間

平成26年9月29日から同年11月28日まで

- 3 作業地域

尼崎市水堂町1丁目



兵庫県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年10月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年10月10日から2週間、但馬県民局新温泉土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 1 7 8 号	美方郡香美町香住区余部字クマノトコ1565番1から	旧	7.0から 12.0まで	295.0	
	同 郡同 町香住区余部字浜1733番4まで	新	9.0から 67.0まで	295.0	



兵庫県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送にて縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画道路
3.4.94号一庫紫合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
猪名川町伏見台5丁目並びに内馬場字藤垣内、垣内及び向大道並びに原字中尾、瓢子ヶ谷、薑谷、一ノ谷、尾鼻ヶ尾及び京尾谷並びに紫合字古津側山
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成26年10月17日から同月31日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、猪名川町まちづくり部都市環境課、川西市都市整備部まちづくり政策室都市計画課

公 告

平成26年度若人の賞受賞者

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）第4条の規定により、平成26年9月28日に次の者を表彰した。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 小 松 加 奈
(2) 住 所 神 戸 市
(3) 功 績 内 容
マリンバの普及啓発や後進の指導に取り組むとともに演奏を通じた交流活動を展開するなど地域の活性化に尽くした。
- 2 (1) 氏 名 妹 尾 勇 希
(2) 住 所 加 古 川 市
(3) 功 績 内 容
地域の青少年団体において交流活動やボランティア活動に積極的に取り組むとともに後進の指導にも携わるなど青少年の健全育成に尽くした。

- 3 (1) 氏 名 花 本 麻佐美
- (2) 住 所 大阪府箕面市
- (3) 功績内容
青年リーダーとして優れた指導力をもって野外での生活体験をはじめとする子ども会活動の企画・運営に取り組み青少年活動の振興に尽くした。
- 4 (1) 氏 名 前 田 幸 央
- (2) 住 所 美 方 郡 香 美 町
- (3) 功績内容
青少年育成団体において豊富な経験と優れた指導力をもって野外活動や地域交流活動に取り組み青少年活動の振興に尽くした。
- 5 (1) 氏 名 松 本 豪
- (2) 住 所 加 古 郡 播 磨 町
- (3) 功績内容
地域の青少年育成団体において多彩な体験活動を企画実施し豊富な経験と優れた指導力をもって青少年の健全育成に尽くした。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) 阪急オアシス伊丹店
所在地 伊丹市西台三丁目534番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社N T T西日本アセット・プランニング
住所 大阪市中央区今橋二丁目5番8号
代表者の氏名 永 見 信 之
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 住所 代表者の氏名
株式会社阪食 大阪市北区角田町8番7号 千 野 和 利
外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,612平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
44台
 - (2) 駐輪場の収容台数
121台
 - (3) 荷さばき施設の面積
65.2平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
30.7立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社阪食	午前 8 時	翌午前 0 時
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 7 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口 1 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後 10 時まで

8 届出年月日

平成 26 年 9 月 25 日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成 26 年 10 月 10 日から 4 月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 27 年 2 月 10 日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成 26 年 10 月 10 日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイエーグルメシティ北鳴尾店

所在地 西宮市学文殿町一丁目 9 番 20

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1

代表者の氏名 村 井 正 平

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目 1 番 1

代表者の氏名 西 見 徹

イ 変更後

名称 株式会社ダイエー
 住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1
 代表者の氏名 村 井 正 平

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	西 見 徹
名 川 裕 之	神戸市東灘区森北町一丁目6-16-1 B	

イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町四丁目1番1	村 井 正 平
名 川 裕 之	神戸市東灘区森北町一丁目6-16-1 B	

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー 外1者	午前9時	午後9時45分

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ダイエー 外1者	午前7時	午後9時45分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前8時45分から午後10時まで

イ 変更後

午前6時45分から午後10時まで

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成25年5月22日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 平成25年5月22日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 平成26年9月7日

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 平成26年9月7日

5 届出年月日

平成26年9月3日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成26年10月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年2月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 コムボックス明舞
 - 所在地 明石市松が丘2丁目3番3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 ダイワロイヤル株式会社
 - 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - 代表者の氏名 原 田 健
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
 - 名称 (仮称) 新明舞センター
 - 所在地 明石市松が丘2丁目11番1の一部
 - イ 変更後
 - 名称 コムボックス明舞
 - 所在地 明石市松が丘2丁目3番3
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 ダイワロイヤル株式会社
 - 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
 - 代表者の氏名 原 田 健
 - イ 変更後
 - 名称 ダイワロイヤル株式会社
 - 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 - 代表者の氏名 原 田 健
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ピーコックストア	東京都江東区木場2丁目18番11号	樋 口 雅 一
外未定		
 - イ 変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンマーケット株式会社	東京都杉並区阿佐谷南1丁目32番10号	豊 田 靖 彦
ウエルシア薬局株式会社	さいたま市見沼区東大宮4丁目47番7号	水 野 秀 晴
崎 野 博 敏	明石市大久保町江井島967	
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 平成26年3月1日
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 平成26年2月17日
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 平成26年5月21日ほか

- 5 届出年月日
平成26年9月10日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成26年10月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成27年2月10日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アグロガーデン加古川野口店
所在地 加古川市野口町良野844番1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により加古川市から聴取した意見の概要
 - (1) 屋外広告物や店舗の外観について
広告物の表示面積の合計が10平方メートルを超える場合は許可の申請が必要である。また、外観の過半にわたる色彩の変更がある場合には、加古川市景観まちづくり条例（平成10年加古川市条例第20号）に基づく大規模建築物等行為届が必要である。
 - (2) 環境関係法令に基づく届出について
環境関係法令に基づく特定施設を設置する場合は、特定施設設置届出書を市長に提出すること。
 - (3) 周辺生活環境の保全について
騒音予測結果は環境基準値を下回っているため、周辺生活環境への影響は軽微なものと評価する。操業中は荷さばき音、大型車のアイドリング音の防止等、周辺生活環境の保全に十分努めること。苦情が発生した場合は、迅速かつ誠意をもって対応すること。また、早朝における騒音の発生は苦情の要因となりやすいので特に配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成26年10月10日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市岩園町217番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

芦屋市岩園町41番 1 号

岸 良 一

3 許可年月日及び許可番号

平成26年 8 月 5 日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第 1－3 号（26芦屋）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第54号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条において準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表川西市の項中

「

社会福祉法人 友朋会 ケアハウス あいな清和苑 あいなハウス	同 市久代 6 丁目 1—98
--------------------------------	-----------------

」

を

「

社会福祉法人 友朋会 ケアハウス あいな清和苑 あいなハウス	同 市久代 6 丁目 1—98
介護付有料老人ホーム スーパー・コート 川西	同 市東久代 2 丁目 16—14
介護付有料老人ホーム スーパー・コート 川西加茂	同 市加茂 2 丁目 6—23
介護付有料老人ホーム ニチイケアセンター 川西多田	同 市新田 2 丁目 13—16

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を変更した旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年10月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

表尼崎市の項中

「

を
「

大庄南地域学習館

尼崎市武庫川町1丁目22

大庄南地域学習館

尼崎市武庫川町1丁目25

に改める。